学校運営の経費

学校教育にかかる費用には、一宮市で負担している経費（公費）と保護者の方に負担していただく経費（私費）があります。保護者の方に負担していただく経費については学校徴収金として毎月集金させていただきます。

◆保護者負担となる経費（私費）◆

本校での保護者負担となるものには主に次のものがあります。基本的な考えとしては、児童個人の所有となるもの、個人に還元されるものは私費として考えています。

(1)通学用帽子・名札・上履きなどの身の回りの物
(2)書写　習字道具　　(3)音楽　リコーダー、鍵盤ハーモニカ
(4)体育　体操服　　(5)図画工作　水彩用具、実習教材
(6)給食費　　(7)家庭科　さいほう用具一式　実習材料
(8)校外学習・キャンプ・修学旅行費
(9)日本スポーツ振興センター掛金
(10)各教科の問題集や教材、副読本、夏季冬季日誌、学用品(ﾉｰﾄ.文房具等)
(11)卒業アルバム　　等

◆一宮市で負担している経費◆

学校に関係する予算には主に次のものがあります。（全ては記載されていません）

消 耗 品 費	紙の購入や授業、行事等に必要な消耗品を購入します。
消火器薬品費	粉末消火器の薬品を定期的に詰め替えています。
燃 料 費	家庭科や理科室のプロパンガスや、ストーブの灯油代です。
印刷製本費	学校新聞等の印刷代です。
光 熱 水 費	電気、上下水道、都市ガス代です。
器具修繕料	物品の修理代です。
施設修繕料	学校の樹木剪定、校舎関係の修理代です。
医薬材料費	学校で使用する医薬品を購入します。
通信運搬費	電話代、切手代です。
手 数 料	ピアノ調律、消火器点検の手数料です。
電子複写機使用料	コピー機の使用料です。
教材備品購入費	授業で使用する備品を購入します。
図書購入費	児童生徒用の図書を購入します。
一般備品購入費	学校で必要となる備品を購入します。